

「NPOなど新たな事業・雇用の担い手に関する研究会」 に関する取扱いについて

1. 研究会の議事

- 審議においては、特定のNPO法人やその業務状況等の様々な事情が審議中に言及される可能性があること、また新たな事業形態にあわせた施策の検討のためには、委員間の率直かつ自由な意見交換が必要であることから、原則として議事は非公開とし、傍聴は認めない。

2. 議事録及び配付資料

- 上記研究会の趣旨から、議事録は原則として非公開とするが、議事要旨については、会議終了後1週間以内に事務局の責任において作成し、原則として公開する。
- 配付資料については、同様に原則として公開しない。ただし、資料の内容によっては、資料提出者と相談して公開することも出来る。